

平成24年 第1回 築上町議会定例会会議録（第5日）

平成24年3月22日（木曜日）

議事日程（第5号）

平成24年3月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第1号 平成23年度築上町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第2 議案第2号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第3 議案第3号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第4号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第5 議案第5号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第6号 平成24年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成24年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成24年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第18号 築上町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町防災まちづくり基金条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町放課後児童クラブ室条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 築上町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いて

- 日程第26 議案第26号 築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第31号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第33号 築上町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第34 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

- 日程第35 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第40号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第42号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第43 意見書案第1号 東九州自動車道開通に伴う地域振興及び経済効果向上に関する意見書(案)について

日程第44 意見書案第2号 子ども・子育て新システムに関する意見書(案)について

日程第45 請願第1号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める請願書(追加分)

日程第46 議案第48号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第9号)について

日程第47 常任委員会の閉会中の継続審査について

#### 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第8号)について

日程第2 議案第2号 平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第3 議案第3号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

- 日程第4 議案第4号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第5 議案第5号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第6 議案第6号 平成24年度築上町一般会計予算について
- 日程第7 議案第7号 平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第8号 平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第9号 平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第10号 平成24年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第11号 平成24年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第12 議案第12号 平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第13号 平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第14号 平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第15号 平成24年度築上町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第16号 平成24年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 平成24年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第18 議案第18号 築上町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第19 議案第19号 築上町防災まちづくり基金条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 築上町放課後児童クラブ室条例の制定について
- 日程第21 議案第21号 築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第22号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第24号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 築上町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第29号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第30号 築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第31号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第32号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第33 議案第33号 築上町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第35 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第37号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第38号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第39号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第40号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第41号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第42号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第43 意見書案第1号 東九州自動車道開通に伴う地域振興及び経済効果向上に関する意見書(案)について
- 日程第44 意見書案第2号 子ども・子育て新システムに関する意見書(案)について
- 日程第45 請願第1号 「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める請願書(追加分)
- 日程第46 議案第48号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第9号)について
- 日程第47 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	新川 久三君	副町長 .....	八野 紘海君
教育長 .....	神 宗紀君		
会計管理者兼会計課長 .....			川崎 道雄君
総務課長 .....	吉留 正敏君	財政課長 .....	則行 一松君
企画振興課長 .....	渡邊 義治君	人権課長 .....	松田 洋一君
税務課長 .....	田村 一美君	住民課長 .....	平塚 晴夫君
福祉課長 .....	高橋 美輝君	産業課長 .....	中野 誠一君
建設課長心得 .....	金井 泉君	上水道課長 .....	加來 泰君
下水道課長 .....	古田 和由君	総合管理課長 .....	吉田 一三君
環境課長 .....	永野 隆信君	農業委員会事務局長 ...	田村 幸一君
商工課長 .....	久保 和明君	学校教育課長 .....	田中 哲君
生涯学習課長 .....	田原 泰之君	監査事務局長 .....	石川 武巳君

午前10時00分開議

議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1．議案第1号

議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第1号平成23年度築上町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第1号平成23年度築上町一般会計補正予算（第8号）について、所管の項目につきまして慎重に審査した結果、事業完了による関連予算の減額及び学供の改修事業、子ども医療費助成事業の増額並びに社会教育費の繰越明許費であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 続きます、産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第1号、平成23年度築上町一般会計補正予算（第8号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、本年度の事業完了による関連予算の減額及び強い農業づくり交付金事業並びに農業費の繰越明許費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 続きます、総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長（信田 博見君） 議案第1号、平成23年度築上町一般会計補正予算（第8号）について、所管の項目について、慎重に審査した結果、公共施設等整備基金及び防災町づくり基金が主な補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（田村 兼光君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論のある方、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第2号

日程第3．議案第3号

日程第4．議案第4号

日程第5．議案第5号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第2、議案第2号平成23年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてから、日程第5、議案第5号の平成23年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号から議案第 5 号まで、一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第 2 号から議案第 5 号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第 2 号平成 23 年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 3 号平成 23 年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 4 号平成 23 年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、本案について慎重に審査いたしました。水道料金の統一すべきとの意見もありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 5 号平成 23 年度築上町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、本案について慎重に審査した結果、水道料金の統一をすべきとの意見もありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長報告が終わりました。

日程第 2、議案第 2 号平成 23 年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 2 号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 2 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 3 号平成 23 年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 先ほど委員長報告の中で、一部統一する意見があったということでしたので、その内容を少し教えていただきたいと思います。

議長（田村 兼光君） 西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） ただいま築上町では、簡易水道の一部と上水道が水道料金が違っていると。それを統一すべきものというふうな反対意見がありました。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。工藤議員。

議員（4番 工藤 政由君） これも兼ねて言っておりますが、予算自体の問題よりも、この会計が2つあると、こういう仕組みの疑問をずっと言ってきております。よって、さっき委員長の報告のとおり、会計を1つにして料金を統一すべきだということで、反対いたします。

議長（田村 兼光君） 賛成意見のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第4号について採決を行います。議案第4号は原案の



とおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田村 兼光君） 起立多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号平成23年度築上町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。工藤議員。

議員（4番 工藤 政由君） 先ほどの議案と同じ理由で反対いたします。

議長（田村 兼光君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第5号について採決を行います。議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田村 兼光君） 起立多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第6号

議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第6号平成24年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第6号平成24年度築上町一般会計予算について、本案について慎重に審査した結果、旧蔵内邸関連予算について反対意見もありまして、可否同数となりまして、委員長採決で可といたしまして、可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 続きまして、産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第6号平成24年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、本年度予算は、ため池等の農業用施設整備工事費や道路改良工事等が主な予算であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（田村 兼光君） 続きまして、総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長（信田 博見君） 議案第6号平成24年度築上町一般会計予算について、所管の項目について、慎重に審査した結果、本年度予算は防災行政無線屋外拡張子局増設工事及び庁

舎維持補修費が主な予算であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告を終わりました。

本案に対しては、工藤久司議員外2名からお手元にお配りした修正の動議が提出されています。地方自治法第115条の2の規定に基づく議員定数の12分の1以上の者の発議によるものであり、修正の動議が成立しております。よって、これを本案と併せて議題とします。

提出者の説明を求めます。工藤久司議員。

議員（5番 工藤 久司君） 議案第6号平成24年度築上町一般会計予算に対する修正案の説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額108億2,740万円を107億5,045万3,000円に改めるものです。

中身については、お手元に配付のとおりでございます。この蔵内邸の予算に関しては、昨年の6月、一昨年の6月と予算に関しては修正案を提出させていただきました。その後、約2年がたつて今回一般会計予算に七千数百万もの予算が計上されております。

中身、また運営管理の方法については、年数がたったにもかかわらず、余り進展していない。議会にも説明がないということで、何かをつくれれば人が集まるだろう的な発想ではなく、まずしっかりとしたビジョンを考え運営しなければ、将来的には本当に負の遺産となりかねないと考えます。

中身の予算に関しても、3,300万円余りのトイレの予算が計上されておりますが、一般的には3,300万円ものトイレというのは、理解本当にしがたい金額となっております。開館までにハード面をつくり上げるのではなくて、まず蔵内邸の付加価値、また今名勝指定の申請も行っているようです。築上町全体の観光行政の中で、蔵内邸の存在を付加価値を高めてつくり上げることが、今一番最優先ではないかなと考え、修正案を提出させていただきます。

以上が提案説明です。

議長（田村 兼光君） 提出者の説明が終わりました。

修正案の提出した説明に対する質疑を行います。質疑のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより修正案に対する討論を行います。修正案に反対の意見のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見はございませんので、修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（田村 兼光君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

引き続き原案を議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

討論を行います。反対意見のある方、工藤議員。

議員（4番 工藤 政由君） 先ほど工藤久司議員からの修正案、蔵内邸の件と、僕はもう一つずっと当初から反対してきております築城のコミュニティセンター、6億強の予算でございます。これについてあわせて反対をしたい。反対の意見でございます。

議長（田村 兼光君） 賛成意見の方ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。（発言する者あり）もう反対意見が1個あったからよかろうもん。（発言する者あり）賛成意見あったか。ないじゃろ。これで討論を終わります。

本案に対しては修正案が提出されましたので、原案について採決を行います。議案第6号平成24年度築上町一般会計予算について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田村 兼光君） はい、お座りください。起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第7．議案第7号

#### 日程第8．議案第8号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第7、議案第7号平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてから、日程第8、議案第8号の平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号から議案第8号まで、一括して委員長の報告を行うこととなりました。

では、議案第7号から議案第8号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第7号平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業

特別会計予算について、議案第8号平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査しました結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告を終わりました。

日程第7、議案第7号平成24年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第7号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号平成24年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第8号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第9、議案第9号

議長（田村 兼光君） 日程第9、議案第9号平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業

特別会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第9号平成24年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、貸付金の回収業務が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（田村 兼光君） 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第9号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10．議案第10号

日程第11．議案第11号

日程第12．議案第12号

日程第13．議案第13号

日程第14．議案第14号

日程第15．議案第15号

日程第16．議案第16号

日程第17．議案第17号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第10、議案第10号平成24年度築上町霊園事業特別会計予算についてから、日程第17、議案第17号の平成24年度築上町水道事業会計予算についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第17号まで、一

括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第10号から議案第17号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第10号平成24年度築上町霊園事業特別会計予算について、議案第11号平成24年度築上町国民健康保険特別会計予算について、議案第12号平成24年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第13号平成24年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、議案第14号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第15号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計予算について、6議案につきまして慎重に審査しました結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、議案第17号平成24年度築上町水道事業会計予算について、2議案につきましては、水道料金の統一を図れという反対意見がありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長報告を終わりました。

日程第10、議案第10号平成24年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第10号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号平成24年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 1 1 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 1 1 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 1 2 号平成 2 4 年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 1 2 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 1 2 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 3、議案第 1 3 号平成 2 4 年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 1 3 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 1 3 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 3 号は委員長報告のとおり可決

することに決まりました。

日程第14、議案第14号平成24年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第14号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号平成24年度築上町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第15号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号平成24年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。



これより討論を行います。反対意見のある方。工藤議員。

議員（４番 工藤 政由君） これも補正で反対した理由と同じでございますが、何でこの会計を一つにして、料金を統一しないのか明確な答弁もなく、早急に合併して七、八年になるわけですので、早急に会計を一つにして、料金を統一すべきだという意見で反対をいたします。

議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第１６号について採決を行います。議案第１６号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田村 兼光君） 起立多数です。よって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

日程第１７、議案第１７号平成２４年度築上町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第１７号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第１７号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第１７号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第１８．議案第１８号

日程第１９．議案第１９号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第１８、議案第１８号築上町公共施設等整備基金条例の制定についてから、日程第１９、議案第１９号の築上町防災まちづくり基金条例の制定についてまでは、総務常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第１８号から議案第１９号まで一括

して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第18号から議案第19号までの委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長（信田 博見君） 議案第18号築上町公共施設等整備基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、老朽化した公共施設等の更新など、将来の施設整備に要する経費に充てるため条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第19号築上町防災まちづくり基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、災害に強い地域社会の形成を図るため、基金を造成して防災機器の維持管理、防災意識の高揚に資する事業等を継続的に行うため条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

日程第18、議案第18号築上町公共施設等整備基金条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第18号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号築上町防災まちづくり基金条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第19号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 20 . 議案第 20 号

議長（田村 兼光君） 日程第 20、議案第 20 号築上町放課後児童クラブ室条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第 20 号築上町放課後児童クラブ室条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、町が直営堅持すべきとの意見もありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（10 番 西畑イツミ君） 議案第 20 号築上町放課後児童クラブ室条例の制定について、委員会でも反対いたしましたので、反対の理由を述べます。

指定管理者にするのではなく、今までどおりの直営でしていただきたいということで、反対いたします。

議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第 20 号について採決を行います。議案第 20 号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田村 兼光君） お座りください。起立多数です。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21 . 議案第 21 号

日程第 22 . 議案第 22 号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 21、議案第 21 号築上町課等設置条例の一部を

改正する条例の制定についてから、日程第22、議案第22号の築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてまでは、総務常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第22号まで一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第21号から議案第22号までの委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長（信田 博見君） 議案第21号築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、職員の配置については適材適所に努め、特に新しくできる都市政策課については、前向きな取り組みをしてもらいたいとの意見もありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（田村 兼光君） 委員長報告が終わりました。

日程第21、議案第21号築上町課等設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） ただいま委員長の報告がありましたが、適材適所で前向きにということでしたが、課をふやされても係を設置すれば十分対応できるというような話し合いがされ、またそのことについての賛成の方はいらっしゃいませんでしたか。

議長（田村 兼光君） 信田議員。

総務常任委員長（信田 博見君） そのことについての賛成ですか。（発言する者あり）ありませんでした。

議長（田村 兼光君） いいですか。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。武藤議員。

議員（15番 武道 修司君） 基本的に私はスリム化を図った行政をやるべきだというのが基本的な私の持論です。課をふやし、横の連携等うまくいなくなるケースは多々あります。今でも横のつながりが悪いという声があります。すべて副町長のもとですべての課が、副町長にすべての負担がかかってきているのも事実だろうと思う。横の連携がうまくいってないというのも事実ではないかというふうに思ってます。

これ以上課をふやしてするよりも、課を逆に減らし、もっとスリム化にして統制のとれる組織

にするべきではないかという考えが私の持論でありますので、この案件については反対をしたいというふうに思います。

以上です。

議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第21号について採決を行います。議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田村 兼光君） 起立多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第22号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方、西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 議案第22号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で反対討論いたします。

たばこ税や町民税、固定資産税の納期を4月から5月に変更することについては賛成いたしますが、国は無駄遣いを見直すことをせずに、大企業には法人税を下げながら個人の町民税を上げることは、住民負担を押しつけることになり、反対いたします。

議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第22号について採決を行います。議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田村 兼光君） お座りください。起立多数です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第23．議案第23号

日程第24．議案第24号

日程第25．議案第25号

日程第 2 6 . 議案第 2 6 号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 2 3、議案第 2 3 号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 2 6、議案第 2 6 号の築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 3 号から議案第 2 6 号まで一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第 2 3 号から議案第 2 6 号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第 2 3 号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 2 4 号築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、町が直営堅持にすべきとの意見もありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 2 5 号築上町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 6 号築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定について、2 案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長報告が終わりました。

日程第 2 3、議案第 2 3 号築上町放課後児童健全育成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 2 3 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 2 3 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 3 号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第24、議案第24号築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方、西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 議案第24号築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号でも同じ理由で反対しておりますので、ここでも反対いたします。

議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第24号について採決を行います。議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田村 兼光君） お座りください。起立多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第25号築上町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第25号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第26号築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 26 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 26 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 27 . 議案第 27 号

#### 日程第 28 . 議案第 28 号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 27、議案第 27 号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 28、議案第 28 号の築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、産業建設常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 27 号から議案第 28 号まで一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第 27 号から議案第 28 号までの委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第 27 号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、老朽化した住宅を解体処分したため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 28 号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、公営住宅法の一部を改正されたことに伴う条例の一部改正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（田村 兼光君） 委員長報告が終わりました。

日程第 27、議案第 27 号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。



これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 27 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 27 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 28 号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 28 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 28 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 29、議案第 29 号

議長（田村 兼光君） 日程第 29、議案第 29 号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長（信田 博見君） 議案第 29 号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消防団の統合はまだすべきとの意見もありましたが、築上町消防団の部の組織統合に

伴う条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（田村 兼光君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 29 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 29 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 30 . 議案第 30 号

日程第 31 . 議案第 31 号

日程第 32 . 議案第 32 号

日程第 33 . 議案第 33 号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 30、議案第 30 号築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 33、議案第 33 号の築上町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 30 号から議案第 33 号まで一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第 30 号から議案第 33 号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第 30 号築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 31 号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 32 号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 33 号築上町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定について、4 案につきまして慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告を終わりました。

日程第30、議案第30号築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第30号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第31号築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第31号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第32、議案第32号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第32号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第33、議案第33号築上町スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第33号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第34、議案第34号

#### 日程第35、議案第35号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第34、議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてから、日程第35、議案第35号の公の施設に係る指定管理者の指定についてまでは、総務常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第35号まで一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第34号から議案第35号までの委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田

議員。

総務常任委員長（信田 博見君） 議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、築上町FM放送施設を引き続き東九州コミュニティー放送株式会社に指定管理者の指定を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（田村 兼光君） 委員長報告が終わりました。

日程第34、議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第34号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第35、議案第35号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第35号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3 6 . 議案第 3 6 号

日程第 3 7 . 議案第 3 7 号

日程第 3 8 . 議案第 3 8 号

日程第 3 9 . 議案第 3 9 号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 3 6、議案第 3 6 号公の施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第 3 9、議案第 3 9 号の公の施設に係る指定管理者の指定についてまでは、厚生文教常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 3 6 号から議案第 3 9 号まで一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第 3 6 号から議案第 3 9 号までの委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第 3 6 号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案は椎田社会福祉センターを引き続き築上町社会福祉協議会に指定管理者の指定を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 3 7 号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案は築城社会福祉センターを引き続き築上町社会福祉協議会に指定管理者の指定を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 3 8 号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案は児童館でございますが、町が直営堅持にすべきとの意見もありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 3 9 号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案は児童クラブ室を社会福祉協議会に指定管理を行うものですが、町が直営堅持にすべきとの意見もありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

日程第 3 6、議案第 3 6 号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第36号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第37、議案第37号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第37号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第38、議案第38号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 委員会で反対しましたので、反対の理由を述べます。

議案第38号の公の施設に係る指定管理者の指定についてですが、嘱託職員は任期が3年と言われましたが、築上町嘱託職員の任用に関する規定の第5条には、町長が認めれば任用期間を延長することができるかとあります。非常勤職員の任用規定第5条にも、嘱託職員の例によるとあります。よって、この児童館を直営で堅持すべきということで反対いたしました。

また、これは要望ですが、嘱託職員には一時金がありません。この際、ぜひ一時金の支給を検討していただきたいと思ひまして、要望いたします。

以上です。

議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第38号について採決を行います。議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田村 兼光君） お座りください。起立多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第39、議案第39号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 議案第39号公の施設に係る指定管理者の指定については、38号でも述べました反対の理由と同じです。

議長（田村 兼光君） 次に、賛成意見のある方、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第39号について採決を行います。議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（田村 兼光君） お座りください。起立多数です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第40、議案第40号

#### 日程第41、議案第41号

議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第40、議案第40号公の施設に係る指定管理者の指定についてから、日程第41、議案第41号の公の施設に係る指定管理者の指定については、産業建設常任委員会の付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第41号まで一括して委員長の報告を行うことになりました。

では、議案第40号から議案第41号までの委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長、



中島議員。

産業建設常任委員長（中島 英夫君） 議案第40号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、築上町商工業研修センターを引き続き築上町商工会に指定管理者の指定を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第41号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案について慎重に審査した結果、ビラ・パラディを引き続きしいだサンコー株式会社に指定管理者の指定を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長報告が終わりました。

日程第40、議案第40号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第40号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第40号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第41、議案第41号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） 議案第41号の公の施設に係る指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。

アグリパークをなぜ直営にしたのかと尋ねましたところ、アグリパークと液肥の職員を有効に使うためと言われましたが、それならばなぜ最初から直営にすべき堅持しなかったのか、今になって指定管理をやめるということについては、納得できませんので反対いたします。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） 反対討論の中でアグリパークと言いましたが、これはビラ・パラ

ディの件だと思うんですが。

議長（田村 兼光君） 西畑議員。（発言する者あり）あんたこれ書いちょらんか、書いちょる。西畑議員。

議員（10番 西畑イツミ君） いいですか。そしたら訂正いたします。済いません。

議長（田村 兼光君） 訂正してくれ、わしもうかつとしちゃった。

ほかに賛成意見の方おられません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第41号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第42・議案第42号

議長（田村 兼光君） 日程第42、議案第42号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これより本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 議案第42号公の施設に係る指定管理者の指定について、本案は築上町文化会館を引き続きしいだサンコー株式会社に指定管理者の指定を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第42号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第43．意見書案第1号

議長（田村 兼光君） 日程第43、意見書案第1号東九州自動車道開通に伴う地域振興及び経済効果向上に関する意見書（案）についてを議題とします。

お諮りします。本案については、総務常任委員会に付託して審議していただきましたが、3月21日付で提出者の塩田文男議員から意見書案の撤回の申し出がお手元に配付のとおりと出されました。つきましては、会議規則第20条第1項及び第2項の規定に基づき、塩田議員の申し出のとおり、本案を撤回することとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は撤回されました。

日程第44．意見書案第2号

議長（田村 兼光君） 日程第44、意見書案第2号子ども・子育て新システムに関する意見書（案）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長（西口 周治君） 意見書案第2号子ども・子育て新システムに関する意見書（案）について、本案につきましては、まだ新システムの内容が明らかでないので、継続審査にすべきと決定いたしました。

議長（田村 兼光君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより意見書案第2号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は継続です。意見書案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は委員長報告のとおり継続することに決定しました。

日程第45．請願第1号

議長（田村 兼光君） 日程第45、請願第1号「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める請願書を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長（信田 博見君） 請願第1号「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定を求める請願書、本案について慎重に審査した結果、治安維持法廃止後67年が経過し、何で今になってこの請願が提出されるのか理解に苦しむ等の意見があり、採決の結果、賛成者なしで不採択とすることと決定しました。

議長（田村 兼光君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより請願第1号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第46．議案第48号

日程第47．常任委員会の閉会中の継続審査について

議長（田村 兼光君） ここで追加議案です。

お諮りします。日程第46、議案第48号平成23年度築上町一般会計補正予算（第9号）についてから、日程第47号常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号平成23年度築上町一般会計補正予算（第9号）についてから、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを委員会付託

を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第46、議案第48号平成23年度築上町一般会計補正予算(第9号)についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第48号平成23年度築上町一般会計補正予算(第9号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成23年度築上町一般会計補正予算(第9号)を別紙のとおり提出する。平成24年3月22日、築上町長、新川久三。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第48号平成23年度築上町一般会計補正予算(第9号)についてでございますが、先般それぞれの委員会で繰り越しのお願いをしておりましたけれども、これ椎田漁港の堤防のかさ上げ等々の工事で、これが工期内にできないというようなことで、延長をするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第48号について採決を行います。議案第48号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第47、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

これで平成24年第1回築上町議会定例会を閉会します。

午前11時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員